

令和4年 第4回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和4年7月25日

招集年月日	令和4年7月25日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年7月25日午前11時15分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年7月25日午前12時05分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	8 番	田 島 清		9 番	矢 立 孝 彦	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和	
	副 町 長	小 野 直 敏		企 画 課 長	二 見 重 幸	
	参 事	木 本 英 哲		税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二	
	総 務 課 課 長 補 佐	郷 田 亮		病 院 事 業 管 理 者	平 林 直 樹	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		安 芸 太 田 病 院 事 務 長	栗 栖 香 織	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年7月25日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 58 号	安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第 59 号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
議案第 60 号	令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）
追加 議案第 61 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）
	議員の派遣について

令和4年第4回臨時会
(令和4年7月25日)
(開会 午前11時15分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第4回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、病院事業管理者です。なお、同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から5月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番 田島清議員及び9番 矢立孝彦議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定について

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月25日の1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第1号

○中本正廣議長

日程第4、議案第58号 安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

それではあの、提案説明をさせていただきます。議案第58号、安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。地方自治法の改正に伴う条ずれを改正するものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治会計管理者兼総務課長

それでは、詳細説明を担当課より申し上げます。議案第58号につきましては、平成29年法律第54号、地方自治法等の一部を改正する法律において、地方自治法の一部改正が行われたところでございますが、この改正に伴い、安芸太田町監査委員条例第2条及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例

第6条において、引用する条項にずれが生じていたものを改正するものでございます。説明、以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第58号、安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第58号、安芸太田町監査委員条例及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第59号

○中本正廣議長

日程第5、議案第59号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第59号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。医療行為にかかる和解及び損害賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

失礼いたします。議案第59号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、詳細説明申し上げます。法律上、町の事務に属する医療行為による損害賠償について和解し及び損害賠償の額を定めることについて、地方公営企業法第40条第2項及び安芸太田町病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により適用する地方自治法第96条1項の規定により、議会の議決を求めるものです。和解の相手方は、安芸太田町個人、和解の要旨ですが、町は損害賠償金146万5824円を支払うものとする。内容については、議案のとおりです。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

先ほどの説明でもありましたが、示談書の中に将来に渡って一切の異議申し立て請求、訴訟等を行わない、まあ、和解の条件としてこれは入ってる、それはまあそうだと思うんですが、これについての経過が、お互いに納得した上でこの示談書の内容になっていくのか。あのつまり、経過がお互い納得していないままに和解ということになってしまいますと、まとまらないこともあるし、後からそこはやっぱり、そこは不満が残ってたんだということにもなると思いますので、その経過について、しっかりお互いに確認が取れているのか、ということと、えっと、慰謝料が相当な額になっていると思うんですが、あのやはり、えっと、患者にとっては、治療でえっと、良くなることももちろんですし、痛みが取れることももちろんですが、やはり病院側が患者に寄り添ってしっかり話を聞いて、で、あの治療を進めていくあるいは術後そして完全に治るまで、っていうところがね、すごく重要になってくると思うんですね。そのあたりで今回の反省とそれから今後に向けて、どのような取組というか、されていくか、あの朝もありましたけど、もう少しあの、なんていうんですかね、患者側に立った対応の仕方っていうのを、もう一度あの、お知らせください。

○中本正廣議長

平林管理者。

○平林直樹病院事業管理者

事業管理者の平林でございます。ただいまの大江議員の質問に対しまして、まず1点は、あの、十分な同意のもとにこのような示談書の作成がされたのかということにつきましてははですね、個人が特定されると困りますので、具体的にはなかなか言いにくいんですが、ご家族の方と何度か、まずお話をさせて、と言いますかお話を聞かせていただいて、病院に来ていただいておりますが、それ以外にも電話等でのお話を何回かさせていただいております。そして最終的にはご本人にも病院にも来ていただきまして、ことの経緯も、もちろんその時は担当医も入っておりましたが、ことの経緯をずっと、詳細に時系列で詳細にお話をし、担当医の考えていたこともしっかりご理解いただいた上での今回の示談書に至ってるというふうに、私は思っております。そして実際にご本人からもそのような意見を聞いております。それから、今後このようなことが起こらないようにするための方策ということについてでございますが、今回は手術の経過が思わしくなかったということではございます。そのなかで、少し注意あるいは配慮が足りなかったことについて、まず一つは、術前に再手術の可能性をお話していなかったということがございました。この件につきましては、私も外科医ですので、手術を何千もやってきましたが、必ず再手術の可能性はあるという同意文書を作っておりました。ですので今回、来年の病院機能評価受審に向けまして、病院の中のそういう侵襲的な治療をするための同意書の見直しを、今全部行っております。その中で、書式をすべて同じようにする、あるいは想定される、ある一定の頻度が想定されるものについては、しっかりその中に記載していく、それは担当医が変わったらこういうことは話さないではなくて、文書の中にきちんと落とし込んでおくということを、今からやることにはしております。それから、術後の経過の中で、今回は痛みが出た時点でもう少し早く再手術を提案すべきではなかったか、あるいは再手術を考慮すべきではなかったかということについて、少し問題があったということで、こういう補償になったわけですが、経過というのはなかなか難しくですね、後から振り返ったらこの時点であるかもしれないんですけども、医療をやっております、まあ私も先ほど言いましたけど、外科医の40数年の経過からしますと、この時点でと後から言えますけど、その時点で判断したことが必ずしも間違っていないということもございます。ですので、今回はかなり前の痛みが出た時点でもう少し、その時点での説明が、詳しく、その時に再手術の話があったら、ひよっとしたら良かったかもしれないんですけども、担当医としてはその時点での再手術のことは考えていなかったと思いますし、私はその判断が、必ずしも間違っていないというふうには思っております。ですので、もう一度申し上げますが、そういう経過も含めて、しっかり本人さんと実際に担当とそれから医療安全の担当者、そしてもちろん担当医とそれから事務長も含めまして、長い時間をかけてお話しをし、この内容についてはご了解いただいたものというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

わかりました。それで、あの、患者にとっては、医療行為、医療内容もですが、この気持ちを何とかわかってほしいとか、ドクターは忙しい、ナースも忙しいからもっと別の機関で、とにかく話をきいてほしい、みたいながあると思うんですね。そういう医療、相談、メディカルソーシャルワーカーみたいな感じの、相談機関というのは、安芸太田病院ではどのようになっていて、機能しているんでしょうか。

○中本正廣議長

平林管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。実はですね、病院に来ていただいたら、病院の中、今少し変わっているのをお気づきかもしれないんですが、受付の、受付からリハビリに行くほうですね、右に行っていただいたら、コーナーがありまして、そこは実は今までは自販機が置いてあって、テーブルが置いてあったところがあります。そこを少し、これぐらいの高さ、だから130cmぐらいの高さの壁を作りまして、上は空いてるんですが、そこに医療安全管理室とそれから患者相談の、実際に患者相談を実施する場所を設置しました。今までは、総合相談というところで、いろんなことをまとめてお話を聞くというかんじになっていましたが、ちょっとした不満、医療者からするとそれは普通だなと思われても、患者さん側からするとなんで私の気持ちをわかってくれないんだろうというようなことはあったかと思うんですが、それは、患者相談と

いう窓口を、まだ看板はできていないんですが、設置してですね、そこに今人を配置しております。やっと、先週ですね、電気の工事が終わりました、机も今搬入しております。そのようなことですので、今までの患者さんにとっては、どこに私のこの不満を言ったらいいんだろうか。担当医はなかなか言いにくい。看護師さんも言いたいんだけど、なかなか忙しそうにしてて難しいというところに関してはですね、今そういう部署を設置しまして対応する、そのうちできる、すみません、今週、来週のうちにはそういうことが実際に稼働していくようになるというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

何度も病院については、言うんですが、本当に私達住民にとっては大切な、大切な病院なんですね、なので、こうやって問題が、課題が出てきた、それを前向きに対処して、さらにはどういうふうにしたらこの病院が、もっと地域の人にこう、安心してね、治療を受けて、頼られる病院になっていくかっていう、それについてそういう前向きなご答弁をいただいたので本当に安心しています。今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 59 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを、起立により採決します。議案第 59 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 59 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決しました。

日程第 6 . 議案第 60 号

○中本正廣議長

日程第 6、議案第 60 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて議案第 60 号の提案理由の説明をさせていただきます。議案第 60 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度安芸太田町一般会計の補正予算（第 3 号）は、歳入歳出それぞれ 1 億 26 万 6000 円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響等に対応するための生活支援、事業者支援など、必要な予算の確保が主なものでございます。詳細については、担当課長等より説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課長補佐

はい。それでは議案第 60 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ 1 億 26 万 6000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 79 億 4071 万円と定めるものでございます。1 ページめくってまいりまして資料 1 ページの第 1 表をごらんください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から補助金、具体的には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、となっておりますけれども、国庫支出金としまして 8402 万 7000 円のほか、財政調整基金からの基金繰入れとして、1623 万 9000 円を歳入予算に充てさせていただきます。また 1 ページめくっていただきまして、2 ページ目の歳出でございます。上から、総務費の 6626 万円をはじめ、農林水産業費、商工費、さらには消防費につきまして、この表のとおり、所用額をそれぞれ補正するものでございます。それで、それでは

各補正予算の詳細につきまして、担当課より御説明させていただきます。

○中本正廣議長

二見企画課長

○二見重幸企画課長

はい。それでは、歳出のほうから説明させていただきます。8、9 ページをお願いいたします。はじめに、最上段の枠でございますが、総務費、総務管理費、諸費のバス路線運行事業の負担金補助及び交付金について、400 万円の増額をお願いするものでございます。これは、定額タクシーにつきまして、令和 4 年度に入ってから予想を上回る御利用いただいております。4 月から 6 月分まで、だいたい月に 33 万円、運行費のオーバーで推移をしておるところでございます。これによりまして、当初予算で計上しております運行費用が不足することが想定されますので、定額タクシーの運行を継続させ、燃料高騰に直面する交通事業者の経営支援にも資するものと考えており、年度末まで不足が想定される 400 万円を増額させていただくものでございます。次に、2 段目の枠でございます。総務費、企画費、企画政策費、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業でございます。主な事業は、安芸太田町 D X 推進計画に基づくペアカードの発行と、地域共通電子マネー交付事業でございます。これは、D X 推進計画に基づき、マイナンバーに連携させることができるペアカードを、住民 1 人当たり 1 枚を交付し、交付の際、期間限定で、町内の加盟店で利用できる地域共通電子マネーを、1 人当たり 7000 円チャージしようとするものでございます。これにより、物価、原油高騰に直面する町民の皆さんの負担を軽減して、あわせて、町内経済の活性化を促進しようとするものでございます。委託料 890 万円の内訳ですが、この事業に関して、カードの発行、発送準備、簡易書留による郵送業務等を委託する経費 780 万円。また、加盟店でのカードの利用促進、電子マネーの精算事務、加盟店や住民からの問合せ対応に係る業務を委託する経費について、110 万円を計上しております。そして、補助金 5336 万円のうち、カード及び電子マネーの交付事業に 4986 万円を、この事業に計上しております。その内訳ですが、ペアカードにチャージする地域電子マネーの原資として、4060 万円。また、各店舗において、地域電子マネーの決済を可能とするため、タブレット端末等を加盟店に無償貸与するなどの環境整備に要する経費に対する補助を、926 万円計上をさせていただきます。そして、補助金におきましては、そのほかの事業として、貸切りバス利用促進事業について、現在 9 月末を事業期限にしておりましたが、この期限を延長し、貸切りバス利用促進によって、燃料高騰に直面する町内事業者の経営支援を行うための費用 250 万円及び幹線路線、三段峡線の運行事業者も燃料高騰に直面しており、その経営支援に向けて、100 万円の予算計上をさせていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。補正予算書 8 ページ、9 ページの農林水産業費、農業費について、補正につきまして説明をさせていただきます。コロナ禍における原油、物価等の高騰により、経営を圧迫している町内専業農家を支援するため、指定する経費について補助するものでございます。農業振興事業につきまして、種苗費、飼料費、動力光熱費等の価格高騰に対して、支援 300 万でございます。また、鶏糞散布機などの省エネ物価高騰に対応した農機具などの導入経費といたしまして、350 万を予算し、合計で 650 万。また、畜産振興事業につきましては、飼料費、動力光熱費などの価格高騰に対しまして、350 万円を補正するものでございます。次のページ、10 ページ、11 ページをお開きください。林業費でございます。先ほどの補正予算と同様に、森林施業に必要な調査を省力化するため、ドローンやデータ解析ソフトに対する補助といたしまして、147 万 7000 円。水産業費でございますが、町内漁業協同組合に対しまして、動力光熱費、飼料費の騰落率などを乗じた 4 分の 3 を補助することとして、補正額 41 万円。7 款目の商工費でございます。これも、コロナ禍における原油価格等の高騰により経営を圧迫する中、事業継続を図ろうとする町内中小企業者を応援するため、4 年 4 月から 9 月までの半年間の電気料金、燃料費の増加に対し、一定の割合を乗じ、補助するものとします。交付上限額は 30 万円とし、全体で 2000 万円を補正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治会計管理者兼総務課長

はい、同じく 10 ページ 11 ページ最下段でございます。防災費、防災減災備蓄事業でございます。基本的なコロナ感染症防止策といたしまして、消毒液等の消耗品、また、必要な備品を購入するものでご

ざいます。211万9000円計上させていただいております。説明以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい。11番佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

貸切りバス利用促進事業、これ前にも聞いたかもわからんのやけど。バスの形式、大型があったり中型があったり、これ、金額、全然違うんやで、例えばマイクロと、40人乗りのバスと、その辺ちょっとわかれば。

○中本正廣議長

二見企画課長

○二見重幸企画課長

こちらはバスの借り上げ代の2分の1にしておりまして、上限額が10万円というふうになりますんで、ジャンボですとその半額分の値段になるということになります。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

それというのはね、たいして人数もおらんのに大型のバス、随分予約があって、足りないようなことを聞いとるんですよ。やっぱり、最大10万円補助ということになると、当たり前の金額で、恐らく20万ぐらいではあると思うんですが、その辺をねちょっと加味してやらんと、ひとつ、250万の中身はね、以上です。

○中本正廣議長

はい。ほかに質疑ありませんか。はい、9番矢立議員。

○矢立孝彦議員

補正予算の関係ですね、主に九つ、九つの領域の中で、補正予算が組んでおられるということですね。全員協議会の中で、詳細の説明を受けたわけですが、この中でですね、もう一度、町長あるいは副町長にただしいということが、一、二点あります。説明を聞く限りですね。今件、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業を中心にですね、ただ、財調から1600万程度繰入れて補正を組んでおるということですね。事業自体、九つの事業を説明を受けましたけれども、対象者、この制度、今回の補正予算を享受できる対象者の方、あるいは、対象事業者の方がですね、非常に偏りがあるんではなかろうかなという印象を持ちました。例えば、経済支援、経済を支えていくという部分もですね、これまで、コロナ関連については、国も県も町もですね、かなり手厚い支援をしてきたということですが、便乗して、DXの関係の事業を今回、補正予算、この補助金で取り入れるということですね。これは通常の業務、通常事業として展開するべきだろうというふうに思いますけども、なぜこのDXの関係が、この補正組み込まれたのか。ということについて後ほど御説明をください。それから、九つの主な対象事業についてはですね、あまりにも対象者の数、あるいは事業者の数が偏って、この補助金の交付要綱を見ますとですね、制度から少し外れておるんじゃないかと。住民の方があまねく、この制度補助金を享受できると、というようなところからいけば、非常に遠いと、いうふうな印象でございます。1点。県内のある町の例がですね、この補助金の用途についてはですね、ほとんど全世帯、ほぼ全世帯の全住民を対象にしていく事業が中心にして組んでおられると。というようなこと、例えば、一般家庭の水道基本料金の補助をしていくとか、あるいは、子育て世帯に対する直接支援、あるいは保護者の負担、給食費の負担ですね。こういうような負担を対象にしておる。福祉の分野では、障害者施設の水道光熱費の補填に充当していただきたいというようなこと。お買い物、これ経済支援につながっておりますけども、プレミアム付き商品券あたりも、発行する予定であるというようなこと。こういうふうですね。他の町の事業が、それ背景が違いますから、一概には申し上げられませんが、今件の予算については、先ほども申し上げましたけども、かなり偏り、しかも享受できる対象者が非常に少ないと。直接にですよ。これなぜなかと、いうこと、それからDXの関係が、今回の、補正に組み込まれた背景、こちらあたりもですね、先ほど申し上げましたように、ちょっと説明を加えてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、御質問いただきました。まず、大まかに言うと対象者偏ってるのではないかという御指摘あり

ました。我々そう思っておりませんでして、一つ見ていただくと、御説明させていただきましたDXというのはそもそもが、全町民を対象に、経済支援をさせていただくというもとの発想でございました。1人7000円分を、配付させていただいて、物価高騰対策をそれぞれの御家庭でしていただく。ただそのときに、配り方として、議員御紹介いただいたようなプレミアム商品券のようなこともあればですね、本町としてはどうせ、そういった形で個人にあまねく全住民にお配りをするのであれば、今ちょうど取組をさせていただいてます、DXの推進のほうにもあわせて、効果のあるような配り方をまずさせていただきたいということがまずあったということでございます。その上で、もう一つ、事業者支援ですね、こちら我々としては偏っているとは思っておりませんで、まず中小企業支援事業ということで、町内の事業者さんについては、これまた、多くの事業者さんをまずは一律の形ではございますけれども、燃料高騰について、御支援をさせていただくという制度をつくらせていただきながら、一方で、事業者さんの中でもですね、実は今回の燃料高騰については、そうはいいながらもですね、大きな影響を受けているところとそうでないところがやっぱりあったということでございます。これは燃料だけではなく特に肥料とか飼料、そういった一次産業の中でもですね、とりわけ、肥料や飼料については、高騰していて、ほかの事業者さん以上に、大変負担を強いられるところがあったということをお我々としては把握をさせていただいております、そういった意味で、一次産業を中心にですね、別の支援策を講じさせていただいたということでございます。受け止めがそれぞれあるかと思えます。本町の中でもですね、例えば給食費の支援ですとかあるいは、子育て世代への支援といったことも考えましたが、逆にいうと、給食を必要とされるような御家庭、あるいは、子育て支援をする、させていただくというのはある意味、本町においては、偏っているというか、多くの、50%以上が高齢者を占めるような本町においてはむしろそういった取組のほうが、偏ることになりかねないのではないかと、あるいは、今の本町の様々な置かれてる方々のあまねく支援しようとする、今申し上げたような取組、さらには、個人一律、経済支援という形で配布したほうが、より、全町民に対して御支援をさせていただくことになるのではないかと、今、こういう枠組みをつくらせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

DXの推進計画の資料がつけられてね、説明がありましたね、全員協議会の中で、その中でね、今後の活用例として町の施策と連動して、地域共通電子マネーのチャージ交付を行うことを検討すると。町長の御説明があったと。例えば特定健診の受診者、ボランティア、町主催のイベントの参加などなど、ということですね。本来ならですね、この計画、活用例を含めたですね、全体像、DXの推進についての全体像を示した上で、今県の補正に臨むべきではないのかなと。そういう説明があつてしかるべきだろうというふうに思いますけども、殊さら先行的に今回のDXの関係について、これを優先してやっていくことについては、少し違和感があると。説明をさらにしてください。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

先ほどの全員協議会の中でも、説明させていただいたと思っておりますが、本年5月に安芸太田町DX推進計画というのを策定をさせていただきました。その中で、今後、重点的に取組を推進する施策として、生活Ma a S、これは移動するのにDXを使うということです。それから、遠隔診療、それから、地域通貨と自治体マイナポイントの推進、それから、高齢者・児童見守り管理、それからポケットカルテ、要援護者支援事業管理などの10個の施策を入れておりますが、その中で、生活Ma a Sと、それから地域通貨の交付事業というのを、今回、その計画に位置づけておるものを、今回実装していくというのが、今回補正をお願いしている部分でございます、その補正の中身でございますが、5876万円のうち、4060万円は、直接、地域住民の皆さんにお配りをさせていただいて、地域の商店で使っていただく原資になるというふうに考えております。それを配布するために、1000なにがしの予算を使わせていただくということなんですが、この部分については、今後もこのシステムが残りますので、今後先ほど紹介いただきました、町の施策と連動して、マネーチャージしていく場合に、ずっと活用できるものというふうに考えておりますので、今回、この仕組みを立ち上げていく好機というふうに捉えて、今回進めさせていただきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○中本正廣議長

いいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、今のペアカードの発行ですけど、発行と発送を委託されてるということですが、委託先をお尋ねします。それから、DX、ペアカードぐらいでしたら地域として、限られているものだと思うんですけど、マイナンバーカードとなると本当に、国が一括管理ということになってきます。で、いろんな議員さんからも出ていますが個人情報とか、そしてそれを、追及していくのにね、私のマイナンバーカードを誰が閲覧したとかね、そこまで、きっちり、自分の個人の権利として、誰がしたのかとか、どういうふうな利用されたのかとか、そういうことまで、しっかり法律なり条例でね、守られるような、そういうことをしていった上で、やるべきだと思うんですね。マイナンバーカードは国の政策ですけど、でも地域が協力してこそそのマイナンバーカードの使い方になっていくと思いますので、その辺がとても重要になってくると思いますので、そこをどういうふうに考えておられるのかは、お聞きします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。まず委託の関係でございますが、こちらにつきましては、現在DXの共通基盤というのを、年度初めに契約しとることもございまして、そこら辺の、業者との兼ね合いもございまして、あるんですけども、契約に当たっては、適切に契約してまいりたいというふうに考えております。それから、マイナンバーとのひもづけの件でございますが、こちらにつきましては、デジタル庁、国のマイナポータルアプリというふうなものがございましてそれと、御自身のスマホを連携させることとなります。そのスマホと、今回お配りするペアカードがリンクしていきますので、そのマイナンバーとスマホを連携させるときには、必ず御本人でしか出来ないというふうになりますので、そこで直接的に、今回お配りするペアカードと、お持ちのマイナンバーカードが、ひもづいて、それが、例えば、商店の方に、分かるとか、商工会の方に分かるかということは一切ございませんので、リンクするのも必ず御本人にさせていただくようになるところでなる、なるようにしたいというふうに考えております。その辺の、マイナンバーの取扱い、それから個人情報保護の保護法に基づく取扱いについては、細心の注意を払って、事業を構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治会計管理者兼総務課長

はい、先ほどの契約の関係なんですけれども、まだこの予算の時点では決定していないという、考えのもとでございまして。適切に契約に関しては、契約担当課、総務課としても、してまいりたいと思えます。それから防災関係のほうで御質問いただきました。これはコロナではなくて防災会議ということですね、現在町のほうでは安芸太田町防災会議なるものがございます。こちらに関しましては、議員の御指摘のとおり、女性委員さんがほとんどいないという、現状でございます。これは団体の長ということで、それぞれお願いをしているところでございます。今後につきましてもですね、少しここは危機管理の中でも、協議をさせていただいたところなんですけれども、それぞれ、今までのですね、団体の長にお願いすれば、男性が必然的に多くなるというような傾向でございますので、このあたりのところ、なかなかですねもとの防災会議の要綱でございますので、いきなり変更というのは難しいんですけれども、やはり女性が参画していただけるような取組というのを考えたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。今の質問はこの後、この議題に入ってませんので、そういった質問をしないように、してください。防災会議はありませんから。

○大江厚子議員

はい。すいません。だから、カード発行、発送の委託料はまだ決まってない、相手先はまだ決まってないと。はい、了解です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 60 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 60 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第 60 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前 11： 57 分）

（再開 午前 11： 58 分）

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。お諮りします。ただいま橋本町長から議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）が追加議案として提出されました。これを日程に追加し議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって議案第 61 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前 11： 59 分）

（再開 午前 11： 59 分）

追加日程第 1. 議案第 61 号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして追加議案の説明をさせていただきます。議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出をそれぞれ 146 万 6000 円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、損害賠償に関わるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、栗栖病院事業事務長。

○栗栖香織病院事業事務長

はい、失礼いたします。議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、先ほど、議案第 59 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、原案のとおり可決いただきました損害賠償金に関わるものです。第 2 条としまして、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 146 万 6000 円補正するとし、計 20 億 387 万 8000 円と定めるものでございます。1 枚めくっていただきまして、続いて、説明資料となります。補正予算第 1 号、実施計画となります。収益的収入及び支出です。収入の欄、安芸太田病院が加入している医師賠償責任保険より支払われる損害賠償保険金により、全額補填されることにより、収入 146 万 6000 円となります。下の段にまいりまして、支出欄でございます。損害賠償金を支払うための支出について、146 万 6000 円を上げております。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で、担当課の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 61 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 61 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 7. 議員の派遣について

○中本正廣議長

日程第 7、議案の議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。8 月 26 日に広島市で開催される、広島県町議会議長会主催の議員研修に、お手元に配りました内容のとおり、議員の派遣をすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○中本正廣議長

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和 4 年第 4 回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 0 時 5 分閉会
